

保護者の方へ

徳島県立城南高等学校長

学校において予防すべき感染症に罹患した場合は、学校保健安全法第 19 条の規定により、出席停止の措置をとることになっております。出席停止の期間は感染症により基準が定められておりますが、医師の診断により登校の許可が出るまでは、十分に療養してください。出席停止期間は欠席扱いにはなりません。

なお、登校の際は 1 週間以内に、治癒証明書を担任まで提出してください。

主治医の先生へ

徳島県立城南高等学校長

学校において予防すべき感染症の場合は、学校保健安全法第 19 条により、出席停止措置をとることになっております。

つきましては、お手数ですが、下記の治癒証明書に御記入をお願いいたします。

治 癒 証 明 書

HRNO _____ 氏名 _____

1. 診 断 名 _____

2. 治療期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

上記の者は、平成 年 月 日 より、登校して差し支えありません。

平成 年 月 日

医療機関名

医師氏名

印